

消費者ニーズの変化に対応した新たな価値創出等支援事業 企画提案コンペ参加仕様書

1 委託事業の目的

新型コロナウイルス感染症の拡大等により、社会環境が大きく変化する中、食関連産業事業者や伝統産業・地場産業事業者等が、さらなる販路拡大を図るためには、ライフスタイルや消費者ニーズに沿った新たな価値を創出し、その魅力を的確に発信することが重要です。

また、大量生産・大量消費から循環型社会へ社会ニーズが大きく変化する中、人、社会、環境に配慮した商品やサービスを選んで消費する「エシカル消費」が世界的に注目されています。

本事業は、多様な事業主体が、地域や業種を越えて連携し、新たな価値の創出や「エシカル消費」に対応した商品開発を図るとともに、国内外へのプロモーション活動等に取り組むことで、販路拡大につなげることを目的とします。

2 事業主体

三重県

3 事業委託の内容（詳細は別紙業務委託仕様書のとおり）

(1) 委託事業名

消費者ニーズの変化に対応した新たな価値創出等支援事業

(2) 委託期間

契約日から令和5年3月24日（金）

(3) 委託内容

本事業では、消費者ニーズの変化に対応した新たな価値創出等を実施する「オール三重プロジェクト事業」、エシカル消費に対応した商品開発等を実施する「エシカル商品販売促進事業」の2コースを実施することとする。また、事業実施にあたっては、双方の事業間の情報交流等を実施するなど、相乗効果が生まれるよう配慮すること。

I オール三重プロジェクト事業

異業種等との連携を促進し、ライフスタイルや消費者ニーズに沿った付加価値の高い商品開発を行う講座等を開催するとともに、開発された商品等を効果的な手法により、披露し販売すること。

ア コーディネーターの選定

- ① 事業の実施にあたっては、本事業の目的を達成するために必要な知識や実績を有する者をコーディネーターとして充て、事業全般を総括すること。

イ 講座（ワークショップ）の開催

- ① 食関連産業事業者、伝統産業・地場産業事業者等の多様な主体が参加する講座（ワークショップ）を開催すること。

開催にあたっては、幅広い事業者が参加できるよう、募集方法を工夫するとともに、周知に努めること。

- ② 大学等との連携により、学生が講座（ワークショップ）に参画し、協働で取り組むこと。
- ③ 参加者が連携し、新たな価値の創出及び効果的な魅力発信方法の習得を図ること。
- ④ 参加者同士が積極的に交流を図れるよう配慮すること。
- ⑤ 講座（ワークショップ）は5回以上開催すること。
- ⑥ 参加者は20名程度とする。
- ⑦ 講座（ワークショップ）開催に係る参加者募集チラシを作成・周知し、取りまとめを行うこと。
- ⑧ 本事業の実施により、10以上の商品を開発すること。、加えて、参加事業者の商品を活用した、自社や飲食店等で活用できるアレンジレシピを8以上造成すること。

ウ 開発商品等の魅力発信及び県内外での販売

- ① 開発された商品等の魅力をメディアやオンライン等を活用し、効果的に国内外へ発信すること。
- ② 開発商品等を県内外において、販売すること。
また、商品等の開発過程において、効果的な消費者ニーズの把握や魅力発信を学ぶ実践的な機会を設定すること。
- ③ 開発商品や三重県産品等を活用し、三重の食を中心に魅力を発信するイベントを開催すること。
- ④ 実施にあたっては、テーマを設定すること。

II エシカル商品販売促進事業

「エシカル消費」に対応した地場産品等の高付加価値化を図るため、エシカル消費の先進企業やSDGsに関心の高い学生等と連携し、自然素材や廃棄する素材等を有効利用したエシカル商品の開発に取り組むこと。

また、エシカル商品の社会や環境面における価値やストーリーを国内外の感度の高い消費者に向けて発信するとともに、エシカル消費の先進企業等と連携し、首都圏等のレストランやショップにおいて、エシカル商品の展示販売やワークショップ（体験）を行うプロモーション活動に取り組むこと。

ア コーディネーターの選定

- ① 事業の実施にあたっては、本事業の目的を達成するために必要な知識や実績を有する者をコーディネーターとして充て、事業全般を総括すること。

イ エシカル基礎セミナーの開催

- ① 講師は、「エシカル消費」に対応した商品開発や情報発信等の経験や知識を事例として紹介することができる者を選定すること。
- ② 「エシカル消費」の基礎知識や必要性を学ぶ内容として、1回開催すること。
なお、開催時間は90分程度とすること。
- ③ 参加者募集チラシを作成・周知し、取りまとめを行うこと。

- ④WEB 会議システム等を使ってオンラインで開催すること。
- ⑤地場産業事業者を中心に 100 名程度の参加者を募ること。(参加者は無料で参加できるものとする。)

ウ 講座（ワークショップ）の開催

- ① 地場産業事業者やエシカル消費の先進企業、SDGs に関心の高い学生など多様な主体が参加する講座（ワークショップ）を開催すること。
- ② 参加者が自然素材や廃棄する素材等を有効活用したエシカル商品を開発すること。
- ③ 参加者同士が連携や交流を図りながら商品開発等ができるよう配慮すること。
- ④ 講座（ワークショップ）は 5 回以上開催すること。
- ⑤ 参加者は 10 名程度とする。
- ⑥ 必要に応じて、専門的な知見を有する者を招聘することも可とする。
- ⑦ 講座（ワークショップ）開催に係る参加者募集チラシを作成・周知し、取りまとめを行うこと。

エ エシカル商品等の魅力発信

- ①エシカル商品等の社会や環境面における価値やストーリー等の魅力を伝えるプロモーション動画を製作すること。(3 事業者以上、各 1 分程度)
- ②メディアやオンライン等を活用し、エシカル商品及び上記①の動画等を感度の高い消費者に向けて発信すること。
- ③上記①のプロモーション動画は、今後、三重の地場産業の魅力発信等に活用するため、二次利用が可能なものとする。
- ④著作権等の許諾が必要な場合は、費用の支払いを含めた一切の手続き等を受託者の負担により行うこと。

オ エシカル商品等のプロモーション実施

- ①エシカル消費の先進企業等と連携し、エシカル商品等の販売やワークショップ（体験）を行うプロモーションを首都圏等において 2 回程度実施すること。

(4) 留意事項

- ①新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、「新たな日常」に対応した手法により実施すること。
- ②セミナーおよび講座（ワークショップ）に係る発信者側の機材やシステム環境等は、受託者の責任により準備すること。
- ③動画制作のために許可申請等が必要な場合は、原則、受託者が手続きを行うこと。
- ④上記(3)の詳細及び記載のない事項については、県と協議のうえ決定すること。

4 業務遂行体制

(1) 業務担当者等

契約締結後、速やかに業務担当者及び作業員（後方支援者も含む）について、書面で報告すること。業務担当者及び作業員に変更・追加が発生する場合も同様とします。

(2) 連絡体制

緊急時の連絡体制を確保し、連絡体制図（後方支援体制を含む）を提出して下さい。連絡体制に変更・追加が発生した場合も同様とします。

(3) その他

業務担当者及び作業員は、本県庁舎内等において業務を遂行する際は、社員証等の受託業務従事者であることが証明できるものを携帯して下さい。

5 契約上限額

14,561,800 円（消費税及び地方消費税を含む）

6 参加資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

- (1) 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- (3) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- (4) 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- (5) 委託業務の履行について、綿密な連絡及び迅速な対応ができ、要請により速やかに対処できる者であること。

7 納品する成果品

以下の資料を令和5年3月24日（金）までに、県産品振興課に紙媒体2部及び電子媒体（CD-ROM等）1式を提出してください。

- (1) 事業実施報告書（A4版・カラー）
- (2) 収支精算報告書
- (3) 本業務において制作された資料等
- (4) その他、県が成果品として提出を求めるもの

8 企画提案コンペの実施方法

この参加仕様書に基づき提出された企画提案資料について、別に設置する「消費者ニーズの変化に対応した新たな価値創出等支援事業業務委託企画提案コンペ選定委員会」において、書類審査とプレゼンテーション審査を行い、総合的に評価のうえ、最優秀提案1件を選定します。

なお、最優秀提案は、条件を付与したうえで選定する場合があります。（提案者は、付与された条件を承諾できない場合は、提案を取り下げることができます。）

- (1) 企画提案資料提出期限
令和4年4月26日（火）15時必着
- (2) 企画提案資料提出先
〒514-8570 津市広明町13番地
三重県雇用経済部県産品振興課
- (3) 企画提案資料提出部数
10 提出を求める企画提案資料の内容のとおり
- (4) 企画提案資料提出方法
郵送又は持参による提出とし、メール、FAXによる提出は不可とします。なお、郵送の場合、確認のため三重県中小企業・サービス産業振興課まで電話連絡をお願いします。
- (5) 書類審査の実施
提出された企画提案書の書類審査を行います。書類審査の結果については、令和4年5月上旬に各提案者に対して文書にて通知します。
なお、申込数が5件に満たない場合は、書類審査を省略します。
- (6) プレゼンテーション審査（ヒアリング）の実施
書類審査にて選定された企画提案書の審査を行うため、原則として以下のとおり提案者によるプレゼンテーション（ヒアリング）を実施します。
 - ア 実施日時・方法
令和4年5月10日（火）午前（予定）
提案者ごとに時間を設定のうえ、別途通知します。
 - イ 実施方法
提案者によるプレゼンテーションの実施については、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、Web会議システムを活用して行います。（『Zoom』を使用）
※プレゼンテーションの実施日・開催場所については、応募件数等、事情により変更になる場合があります。
 - ウ その他
プレゼンテーションは、提出のあった企画提案書、見積書によるものとします。（パワーポイント等の使用は不可。）
- (7) プレゼンテーション審査の結果については、各提案者に対して速やかに通知します。

9 最優秀提案を選定するための評価基準

企画提案書に記載された内容を基に、以下の諸点を重視して総合的に評価することとします。

- (1) 妥当性
事業目的に合致し且つ具体的に記述しているか。
- (2) 実現可能性
事業実施にかかる豊富な知識、経験およびノウハウを有しているか。

- (3) 企画性
事業目的を達成するために効果的な提案内容となっているか。
- (4) 実施体制
事業実施にかかる十分な業務受託体制となっているか。
- (5) 計画性
適切なスケジュールか。必要経費が適切に見積もられているか。

10 提出を求める企画提案資料の内容

- (1) 企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）・・・1部
※登記簿謄本等の要添付書類（コピー可）も1部添付してください。
※企画提案コンペの参加に関し、支店又は営業所等に権限が委任されている場合はその委任状（第2号様式）も1部添付してください。
- (2) 企画提案書（様式任意）・・・8部（正本1部、コピー7部）
企画提案書のサイズはA4版（A3版による折り込み可）とします。
なお、企画提案書については、以下のア～ウの事項について出来る限り具体的な提案内容を記載してください。

ア 共通

- ① 業務の実施体制
 - ・業務実施体制（実務責任者、担当者の部署名、役職、氏名）
 - ・業務に関連するその他の組織等との連携体制

- ② 提案書の概要
 - ・提案内容のポイント

イ 「I オール三重プロジェクト事業」

- ① コーディネーターの選定
 - ・コーディネーターの実績、役割
- ② 講座（ワークショップ）の開催
 - ・具体的な実施内容
 - ・専門家を招聘予定の場合は、その候補者
 - ・幅広い事業者の参加に向けた効果的な募集方法および周知方法
- ③ メディア等を活用した国内外への情報発信
 - ・具体的な実施内容
 - ・活用予定メディア等
 - ・想定するテーマ設定
- ④ イベント開催
 - ・イベントの内容
 - ・実施予定場所
 - ・想定するテーマ設定
- ⑤ 業務実施スケジュール
 - ・令和4年5月下旬までの契約締結を前提に、令和4年5月下旬から令和5年3月24日までのスケジュールを記載すること。

ウ 「Ⅱ エシカル商品販売促進事業」

- ① コーディネーターの選定
 - ・コーディネーターの実績、役割
 - ② エシカル基礎セミナー、講座（ワークショップ）の開催
 - ・具体的な実施内容
 - ・専門家を招聘予定の場合は、その候補者
 - ③ メディア等を活用した感度の高い消費者に向けた情報発信
 - ・具体的な実施内容
 - ・活用予定メディア等
 - ・想定するテーマ等の設定
 - ④ エシカル商品等に係る首都圏等でのプロモーション実施
 - ・プロモーションの内容
 - ・実施予定場所
 - ・想定するテーマ設定
 - ⑤ 業務実施スケジュール
 - ・令和4年5月下旬までの契約締結を前提に、令和4年5月下旬から令和5年3月24日までのスケジュールを記載すること。
- (3) 見積書（様式任意）・・・8部（正本1部、コピー7部）
見積書には、積算根拠がわかる内訳書を添付してください。
※個々の積み上げによる実費を原則とし、具体的な経費の内訳が分かるようにしてください。
- 【記載例】講師謝金〇円、講師旅費〇円、会場使用料〇円
- (4) 提案事業者の概要書・・・8部（正本1部、コピー7部）
組織概要（名称、所在地、設立年月日、資本金、従業員数等）、沿革等を簡潔に記載したもの。（自社パンフレットでも可。）
- (5) 参考資料・・・8部（正本1部、コピー7部）
その他、企画提案に関する有効な資料や、過去3年間に類似業務を実施した実績がある場合は、その資料を添付してください。

11 質問の受付及び回答

質問等がある場合は、次のとおり21 担当部局まで文書（様式任意）の提出により行ってください。

- (1) 質問の期限
令和4年4月19日（火）17時まで
- (2) 質問の方法
持参又はFAX（059-224-3024）、電子メール（syokusan@pref.mie.lg.jp）で受付けます。なお、FAX、電子メールで提出する場合、送信後、必ず電話（059-224-2336）にて着信の確認を行ってください。
- (3) 質問への回答
令和4年4月22日（金）17時までに原則三重県ホームページに掲載します。（掲載ページ：当事業のコンペ公告ページ）

12 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

最優秀提案者にあつては、13(1)に示す見積書提出時に(1)から(3)までの書類を提出していただきます。(※(1)、(2)にあつては、新型コロナウイルスの影響により税務署等の関係機関に納税(徴収)猶予制度を受けるために申請したことで、締切日時までに納税証明書等の提出(提示可)ができない場合は、申立書を提出(FAX又はメール可)してください。)

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額がないこと用)(有料)」(所管税務署が企画提案書提出期限の6ヶ月前まで発行したもの)の写し
- (2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの(無料))の写し
- (3) 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書

13 契約方法に関する事項

- (1) 最優秀提案者と契約条件及び業務実施内容を協議し委託契約を締結します。
契約条項は、別途定める契約書のとおりとします。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。
- (3) 三重県会計規則(平成18年6月16日三重県規則第69号、以下「規則」という。)第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。
- (4) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。

14 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

15 委託費及び経費等

委託料の範囲内で当該事業を行うものとします。

- (1) 対象経費は、事業の実施に真に必要なものに限ります。
- (2) 事業の実施にあたっては、「地域活性化雇用創造プロジェクト実施要領」を遵守して下さい。

- (3) 厚生労働省から通知される補助金交付決定額が、三重県が申請した補助金申請額と変更があった場合は、本委託契約を変更するものとします。

16 委託料の支払方法及び支払時期

- (1) 委託料の支払は、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に行うものとします。
- (2) 上記に関わらず、本業務を実施するにあたり必要がある場合は、前金払をすることができるものとします。

17 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

18 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 県に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、県と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

19 障がいを理由とする差別の解消の推進

受注者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法を順守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとします。

20 その他

- (1) 企画提案に要する費用は各提案者の負担とします。
- (2) 提出された各企画提案資料は返還しません。
- (3) 企画提案コンペ及び契約の手続きにおいて用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとします。
- (4) 提出いただいた提案資料については「三重県情報公開条例」に基づき情報公開の対象となります。

- (5) 個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守することとします。また、三重県個人情報保護条例第68条、第69条及び第72条により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者に対する罰則があります。
- (6) 成果物の著作権は三重県に帰属するものとします。
- (7) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとします。
- (8) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受注者が協議のうえ実施するものとします。
- (9) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、委託業務の内容に変更が生じる場合は、三重県と受注者が協議のうえ、委託料を減額する場合があります。

21 担当部局

〒514 - 8570 三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部 県産品振興課 県産品販売促進班 担当：梶川、本田

電話：059-224-2336 FAX：059-224-3024

Eメール：syokusan@pref.mie.lg.jp